

学生の行動制限の緩和について

2020/06/02

理事（社会連携・学生）

5月28日（木）の長崎県知事会見を受け、学生の行動制限を下記の通り緩和する。

記

1. 県外への国内移動について

- ・6月1日（月）以降、北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県ならびに北九州市（これらの地域に下車して経由した場合も含む）を除く県外への移動規制を解除する。県外に出たことにより現在課されている自宅待機義務についてもこれを解除する。ただし、自らの行動を十分に把握するとともに発熱等体調不良あった場合には登学を控え、長崎大学保健・医療推進センターに連絡すること。
- ・先の北海道、1都3県ならびに北九州市から長崎に戻った場合は従来通り2週間の自宅待機要請の対象とする。また、新規感染者が発生している自治体への移動は感染拡大防止の重要性に鑑み慎重に判断すること。なお、海外への移動については従来からの移動規制を継続する。
- ・病院実習等がある医学部、歯学部、薬学部の学生、病院業務、臨床研究等がある医歯薬学総合研究科、TMGHの大学院生、乗船実習がある水産学部の学生、乗船研究がある水産・環境科学総合研究科の大学院生、夏期実習等がある工学部の学生、工学研究科の大学院生、ならびに教育実習や実技指導のある教育学部の学生・教育学研究科の大学院生については所属部局の指示に従うこと。

2. 入構規制について

- ・大学院生の研究活動、教員との面談（指導教員、担任教員、授業担当教員等所属学部・研究科が指定した教員との面談に限る）、アクセスポイントの利用、食堂利用、各種申請手続き、図書館の利用を除き、当面従来通りの入構規制を継続する（第2クォーターからは、専門教育の実験、実習及び卒業研究（ゼミ演習を含む）、初年次セミナーへの出席、サークル活動への制限付き参加を目的とした入構を認める予定である）。

3. 図書館の利用制限について

- ・3密回避対策を終え次第、学習スペースの利用人数を制限した上で、利用を再開する（再開については附属図書館のホームページ上で通知する）。ただし、医学分館については別

途制限があるので医学分館のホームページ上で確認すること。

4. アルバイトについて

- ・アルバイトを行う必要がある場合は、自ら感染予防（マスク着用を含む咳エチケット、手洗い等）を必ず行うとともに、3密回避等の感染防止対策（マスク着用の義務付け、座席、入退出時や待合場所等での十分な間隔の確保、適切な消毒や換気の実施等）が十分取られている店舗等でのアルバイトを選択するよう強く要請する。
- ・スナック、クラブ、キャバクラ、ガールズバー、ホストクラブ等いわゆる「接客を伴う飲食業」でのアルバイトについては従来から学生に相応しくない職種として禁止されているものであり、新型コロナ禍収束後も含め禁止する。

5. 集団で行う飲食について

- ・これまで多人数が集まることのリスク回避の観点から謝恩会を禁じ、その後3つの「密」が重なる場所への出入りを禁止してきたが、3密回避等の感染防止対策が十分取られている場所を利用し、自らも3密回避に徹するとともに、会食前後の手洗いや手指消毒を必ず行うことを前提に、長崎県内での10名以下の小規模な集まりによるアルコールを伴わない短時間の飲食についてはこれを認める。
- ・アルコールを伴う飲食については、当面の間、教職員が同席するものに限って認めるものとする。
- ・病院実習等がある医学部、歯学部、薬学部の学生、病院業務、臨床研究等がある医歯薬学総合研究科、TMGHの大学院生、乗船実習がある水産学部の学生、乗船研究がある水産・環境科学総合研究科の大学院生、夏期実習等がある工学部の学生、工学研究科の大学院生、ならびに教育実習や実技指導のある教育学部の学生・教育学研究科の大学院生については所属部局の指示に従うこと。

6. その他

今後、新型コロナウイルスの再流行等により、本学から新たな行動指針等が出された場合等には、対面での活動を再び制限する等の措置をとることも考えられます。その場合にはそれらの指針等に従ってください。

以上